

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第14号

平成28年3月29日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年8月19日

福島県監査委員	柳 沼 純 子
福島県監査委員	宮 下 雅 志
福島県監査委員	美 馬 武 千代
福島県監査委員	菅 家 惣 一郎

28財第510号
平成28年5月26日

福島県監査委員	柳 沼 純 子	
福島県監査委員	宮 下 雅 志	様
福島県監査委員	美 馬 武 千代	
福島県監査委員	尾 形 克 彦	

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第294号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 大笹生学園
- 監査対象年度 平成26年度、平成27年度
- 監査実施年月日 平成28年3月16日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	

<p>歳入予算科目に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 本庁との連携が不十分であったため、次の歳入科目に誤りがある。</p> <p>1 本館及び多目的ホールへの太陽光発電設備設置使用料 (正) (誤)</p> <p>(款) 使用料及び手数料 諸収入 (項) 使用料 雑入 (目) 行政財産使用料 雑入 (節) 建物使用料 雑入</p> <p>2 旧園舎厨房器具の売払収入 (正) (誤)</p> <p>(款) 財産収入 諸収入 (項) 財産売払収入 雑入 (目) 物品売払収入 雑入 (節) その他物品売払代金 雑入</p> <p>「是正・改善等の意見」 歳入の受入に当たっては、本庁と連携を十分図り歳入科目を確認の上、適正な事務処理を行うこと。 なお、平成27年度分太陽光発電設備設置使用料についても、職員調査日現在誤った科目で収入事務がなされているので、是正を図ること。</p>	<p>歳入予算科目については、平成28年3月14日に科目更正を行い、適正な予算科目で収入しました。</p> <p>今後は、本庁と連携を十分に図りながら、歳入科目を確認するなど、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
<p>「指摘事項」 収入未済となっている大笹生学園使用料について、債権の保全管理・回収に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 大笹生学園使用料について、監査対象期間末日（平成27年12月31日）現在で、過年度（平成19年度～平成25年度）分収入未済が93件722,204円あるが、督促、納付交渉等徴収事務を実施していない。また、前回監査において指導事項とされたにもかかわらず、滞納者カードに過去に実施した徴収事務についての記録が整理されていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」 収入未済金については、関係規程に基づき債権管理を適切に行うとともに、計画的な徴収活動を行い収入未済額の縮減を図ること。</p>	<p>未納者1名については、平成28年2月25日に本園で面談を実施し、債務承認書への押印及び督促を行いました。</p> <p>その他の未納者6名については、滞納者カード整理のため状況確認をしています。</p> <p>今後は、滞納者カード整理の徹底や未納者の面談を進め、適切な債権管理と計画的な徴収活動を行い、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p> <p>なお、面談結果や債務の状況から、生活困窮等で支払が困難と認められる未納者については、本庁と協議しながら、今年度内に不納欠損の手続を進めてまいります。</p>

2 監査対象機関 農業総合センター
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成28年2月3日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 超過勤務手当の支給について著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 週休日に出張したにもかかわらず超過</p>	<p>超過勤務手当の支給について、関係書類を突合再点検し、追給及び返納手続を行いました。</p> <p>また、再発防止を徹底するため、超過</p>

勤務手当の申請漏れにより、支給されていない超過勤務手当が6件(94,315円)、私有車の時間外運転時間から通勤時間を控除せず、超過勤務手当の過支給となっているものが4件(12,204円)ある。

「是正・改善等の意見」

超過勤務手当の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。

勤務手当の制度及び手続について、所内会議等で全職員に周知するとともに、週休日の当番表を作成して全職員が管理・閲覧できるようにすることで、職員と部室長の双方が週休日等を確認して、申請と決裁を行う体制を確立しました。

今後は、関係規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

(監査総務課)

監査公表第15号

平成28年3月29日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年8月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 28財第504号
 平成28年5月26日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査(技術監査)に係る措置状況について(通知)

平成28年3月18日付け27福監第295号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県北建設事務所
 監査対象年度 平成27年度
 監査実施年月日 平成28年3月16日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 対象工事名：復興公営住宅整備工事 (二本松市表地区) 工事の積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 工事の積算に誤りがあったため、設計額が過大となっている。</p> <p>正 設 計 額 1,092,967,560円 誤 設 計 額 1,104,803,280円 差 額 11,835,720円</p> <p>(内訳) 過大設計額 12,136,932円 過小設計額 301,212円</p> <p>(1) 造成工事(土木工事)及び基礎工事(建築工事)の設計不整合により、土工数量算定の積算が過大となっている。</p> <p>(2) コンクリートの数量算定などの誤</p>	<p>工事の積算誤りについては、造成と建築の内容を十分考慮して、設計変更により対応いたします。</p> <p>今後は、本庁建築住宅課と連携を図りながらチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正な執行に努めてまいります。</p>

<p>りにより、積算が過大となっている。 (3) 型枠運搬費の未計上などの誤りに より、積算が過小となっている。 「是正・改善等の意見」 工事の設計積算に当たっては、関係規 程に基づき適正に行うとともに、チェッ ク体制の強化に努めること。</p>	
---	--

(監査総務課)

監査公表第16号

平成28年3月29日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年8月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎
 28教財第384号
 平成28年5月31日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志 様
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 回

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第294号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 安達高等学校
 監査対象年度 平成26年度、平成27年度
 監査実施年月日 平成28年2月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 職員手当の支給に適正を欠いているものがある。 「事実」 教員Aの配偶者について、事業所得の確認が不十分であったため要件を欠いているにも関わらず扶養親族に認定しており、平成26年4月から平成27年3月までの扶養手当及び期末手当、合計189,150円が過支給となっている。 過支給額 扶養手当 156,000円 期末手当 33,150円 「是正・改善等の意見」 職員手当に係る事務に当たっては、関係条例等に基づき適正に行うこと。 なお、平成25年度以前の手当にも過支給があることから、適切に措置すること。</p>	<p>消滅時効にならない5年分の扶養手当及び期末手当の過支給額782,600円について、平成28年2月17日に収入調定を行い、平成28年2月25日に収納しました。 今後は、扶養手当の認定にかかる基準等を正しく理解するとともに、定期的な手当の認定要件の確認を行うなど、チェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第17号